

予 防

近年、防火対象物は高層化、深層化又は複雑化している反面、小規模であっても、不適切な防火管理、建築構造の悪条件下では、大きな被害が発生している状況です。

当消防本部では、関係者に対する法令遵守の徹底、製造所等危険物施設の安全確保、火災予防に関する消防法令違反の是正または火災危険の排除を目指し、消防同意、防火査察、危険物規制、違反処理に取り組んでいます。

また、地域防災組織の繁栄のための幼少年女性防火クラブの育成及び住宅防火対策のための広報を実施しています。



令和3年度「火災予防ポスター表彰式」

- 1 管内の防火対象物件数
- 2 防火管理者が選任されている防火対象物
- 3 消防用設備等の点検報告件数
- 4 中高層建築物の用途別件数
- 5 建築同意事務処理件数
- 6 防火対象物点検報告件数
- 7 防火対象物点検報告特例認定状況
- 8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況
- 9 火災予防広報活動状況
- 1 0 重大違反對象物に係る違反処理状況
- 1 1 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況
- 1 2 危険物行政
- 1 3 危険物製造所等設置数
- 1 4 危険物規制事務処理状況

1 管内の防火対象物件数

消防は、建築物を消防法施行令別表第一の区分で分け、更に、1項から5項イ、6項、9項イ、16項イ（16の2）項、（16の3）項は不特定多数の人が利用する施設「特定防火対象物」として、その他を「非特定防火対象物」として管理しています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	8	7					1				8	16
	ロ	公会堂・集会場	95	43	6	10	5	4	9	10	6	2	5	100
(2)	イ	キャバレー・カフェ												
	ロ	遊技場・ダンスホール	13	10	2					1				13
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	5	2		1	1				1		1	6
	ロ	飲食店	237	166	18	3	7	4	13	8	11	7	13	250
(4)		百貨店・マーケット等	216	150	19	3	8	7	8	12	8	1	3	219
(5)	イ	旅館・ホテル等	110	45	20	3	2	2	7	14	10	7	19	129
	ロ	共同住宅等	889	759	68	6	18	4	3	12	16	3	41	930
(6)	イ	(1)病院	8	6		1	1							8
		(2)有床診療所	26	22	1						2	1	2	28
		(3)病院・有床診療所等	19	15	3		1							19
		(4)無床診療所・助産所	53	31	5	2	4		4	5	2			53
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	150	88	14	7	13	10	4	4	7	3	2	152
		(2)生活保護（入所施設）	1	1										1
		(3)児童（入所施設）												
		(4)障害児（入所施設）												
		(5)障害者（入所施設）	5	4	1									5

	ハ	(1) 高齢者（通所施設）	31	15		3	3		3	2	4	1		31
		(2) 生活保護（通所施設）												
		(3) 児童（通所施設）	82	44	8	2	2	4	5	8	8	1	3	85
		(4) 障害児（通所施設）	6	5		1								6
		(5) 障害者（通所施設）	37	26	5	1	3	2						37
	ニ	幼稚園等	5	4			1							5
(7)		小中学校等	187	122	6	13	7	5	10	16	5	3	8	195
(8)		図書館等	12	8	1		1				2		3	15
(9)	イ	蒸気浴場・熱気浴場等												
	ロ	上記以外の公衆浴場	7	2	2		1					2		7
(10)		車両の停車場	5	5										5
(11)		神社・寺院	134	81	14	2	13	5	3	7	6	3	4	138
(12)	イ	工場・作業場	520	306	44	20	33	27	35	30	22	3	21	541
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ												
(13)	イ	自動車庫・駐車場	71	47	4	1	5	4		5	4	1	9	80
	ロ	航空機の格納庫												
(14)		倉庫	407	248	27	7	35	12	23	38	12	5	32	439
(15)		前各号以外の事業場	622	361	33	19	39	19	77	38	22	14	88	710
(16)	イ	複合用途防火対象物 （特定用途部分を含む）	383	294	35	2	9	3	4	14	17	5	7	390
	ロ	複合用途防火対象物 （特定用途を含まない）	144	113	11	2	4	3	4	1	5	1	8	152
(16の2)		地下街												
(16の3)		地下道												
(17)		重要文化財等	6	3							3			6
(18)		延長50m以上の アーケード	1	1										1
合 計			4,496	3,035	347	109	216	115	213	225	173	63	278	4,774

2 防火管理者が選任されている防火対象物

火災の予防及び被害の軽減を図るため、消防法第8条では一定の収容人員以上の防火対象物の関係者に対して防火管理者を選任し、消防計画を作成させ、かつ、当該消防計画に基づいて消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理など、防火管理に必要な業務を行わなければならないことを義務づけています。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	5	4					1				1	6
	ロ	公会堂・集会場	62	32	4	3	3	4	4	8	3	1	3	65
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	9	8	1									9
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	5	2		1	1				1		1	6
	ロ	飲食店	83	57	9	1	1	1	2	1	7	4	6	89
(4)		百貨店・マーケット等	137	97	11	3	6	3	3	7	6	1	2	139
(5)	イ	旅館・ホテル等	47	24	5	1	1	1	1	6	7	1	10	57
	ロ	共同住宅等	81	73	1	1	2	1		2		1	11	92
(6)	イ	(1)病院	8	6		1	1							8
		(2)有床診療所	15	12	1						1	1	2	17
		(3)病院・有床診療所等	9	8	1									9
		(4)無床診療所・助産所	12	8	1		2				1			12
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	102	53	13	6	10	9	3	2	4	2	1	103
		(2)救護施設	1	1										1
		(5)障害者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	14	6		2	2		2	1		1		14
		(3)児童（通所施設）	49	28	5	1	1	3	3	3	4	1	3	52
		(5)障害者（通所施設）	7	7										7
	ニ	幼稚園等	3	2			1							3

(7)	小 中 学 校 等	54	30	4	4	3	2	5	4	1	1	2	56
(8)	図 書 館 等	8	5			1				2		1	9
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	5	1	1		1					2		5
(11)	神 社 ・ 寺 院	54	32	7	1	3	2	2	3	3	1	1	55
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	40	26	4	3	1	4		2			1	41
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場												
(14)	倉 庫	12	7	1		1		1		2			12
(15)	前各号以外の事業場	112	74	4	2	10	3	5	5	8	1	9	121
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	157	118	11	1	3	2	2	9	9	2	5	162
	口 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	28	22	2		1		2		1			28
(17)	重 要 文 化 財 等	3	2							1			3
合 計		1,124	747	86	31	55	35	36	53	61	20	60	1,184

3 消防用設備等の点検報告件数

消防法、火災予防条例により、消防用設備等の設置及び維持管理を義務づけられている防火対象物は、半年に一度機器点検を実施し、1年に一度総合点検を実施しなければいけません。また特定防火対象物にあっては1年に一度、非特定防火対象物にあっては3年に一度、点検の結果を消防署に報告しなければなりません。

区 分			区域別										玄海町	計
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区		
(1)	イ	劇場・映画館等	6	5					1				8	14
	ロ	公会堂・集会場	69	30	4	7	3	3	7	7	6	2	5	74
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	9	8	1									9
	ハ	風俗営業等												
	ニ	カラオケボックス等	1	1									1	2
(3)	イ	待合・料理店の類	4	2			1				1		1	5
	ロ	飲食店	67	42	6		1	2	4	3	7	2	5	72
(4)		百貨店・マーケット等	146	93	17	3	7	4	6	9	6	1	3	149
(5)	イ	旅館・ホテル等	81	25	19	3	2		6	14	6	6	20	101
	ロ	共同住宅等	147	120	17		3		1	3	2	1	5	152
(6)	イ	(1)病院	6	4			1	1						6
		(2)有床診療所	20	17	1						2		2	22
		(3)病院・有床診療所等	14	11	2		1							14
		(4)無床診療所・助産所	32	19	3	1	2		1	4	2			32
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	116	65	13	6	9	9	4	3	6	1	1	117
		(2)生活保護（入所施設）												
		(5)障害者（入所施設）	3	3										3
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	25	14		3	2		2	1	2	1		25
		(3)児童（通所施設）	55	27	10	2	2	4	1	5	3	1	3	58
		(4)障害児（通所施設）	4	3		1								4
		(5)障害者（通所施設）	29	25	3	1								29
	ニ	幼稚園等	5	4			1							5

(7)	小 中 学 校 等	27	18	3	1		2		1	2		1	28
(8)	図 書 館 等	2	1							1		2	4
(9)	口 蒸気浴場・熱気浴場等 以 外 の 公 衆 浴 場	5		4							1		5
(11)	神 社 ・ 寺 院	25	12	3	2	1	2		2	3			25
(12)	イ 工 場 ・ 作 業 場	108	61	11	7	15	2	1	6	5			108
(13)	イ 自 動 車 車 庫 ・ 駐 車 場	15	11	1		1	1			1		1	16
(14)	倉 庫	95	59	5	3	14	2	1	9	2		2	97
(15)	前各号以外の事業場	137	86	8	10	9	4	7	5	3	5	18	155
(16)	イ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 む)	150	102	15	2	5	2	2	10	9	3	4	154
	ロ 複 合 用 途 防 火 対 象 物 (特 定 用 途 部 分 含 ま ない)	20	19				1					1	21
(17)	重 要 文 化 財 等	1								1			1
合 計		1,424	887	146	52	80	39	44	82	70	24	83	1,507

4 中高層建築物の用途別件数

階数別 地域・区分			3 階	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階	12 階	13 階	14 階	計
唐 津 市			440	178	64	18	13	5	4	10	2		4	2	740
玄 海 町			26	17	5	1									49
高 さ 3 1 m 以 上							1	1	2	6	2		4	2	18
(1)	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	2		1										3
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	9	3											12
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール		1											1
(3)	イ	待 合 ・ 料 理 店 の 類	1												1
	ロ	飲 食 店	11	8	1										20
(4)	イ	百貨店・マーケット等	12	4											16
(5)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	18	4	1	1	1		2	2					29
	ロ	共 同 住 宅 等	117	87	38	6	5	4	2	7	2		4	2	274
(6)	イ	(1)病院	2	2	2		1	1							8
		(2)有床診療所	7	1	1										9
		(3)病院・有床診療所等	7	1			2								10
		(4)無床診療所・助産所	8	1	1										10
	ロ	(1)高 齢 者（入所施設）	7	3		3									13
		(2)生活保護（入所施設）													
	ハ	(1)高 齢 者（通所施設）	2												2
		(5)障害者（通所施設）		1											1
(7)	小 中 学 校 等		60	13											73
(8)	図 書 館 等		1	2	1	1									5
(10)	車 両 の 停 車 場		1												1
(11)	神 社 ・ 寺 院		6												6
(12)	イ	工 場 ・ 作 業 場	14	4			1								19
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	3												3
(14)	倉 庫		8	1	1										10
(15)	前各号以外の事業場		72	17	4										93
(16)	イ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含む）	69	26	15	7	2			1					120
	ロ	複 合 用 途 防 火 対 象 物 （特定用途部分含まない）	28	16	3	1	1								49
(17)	重 要 文 化 財 等		1												1
合 計			466	195	69	19	13	5	4	10	2		4	2	789

5 建築同意事務処理件数

一定の建築物の新築、増築、改築等を行うときは、特定行政庁又は建築主事の許可又は確認を受けなければ工事を行うことが出来ません。この場合、特定行政庁又は建築主事は消防機関の同意を得なければ、許可又は確認ができないとされています。これは、消防機関が防火の専門家としての立場から建築行政に対して建築物の新築等の計画の段階で防火上の観点からチェックするため、また、消防関係法規に適合できているか確認するためです。

区域別 区 分											玄海町	計	
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区			呼子地区
新 築			113	92	15	1	2		1		2		113
増 築			23	20		1	1	1					23
改 築													
そ の 他			11	9	2								11
合 計			147	121	17	2	3	1	1		2		147
(1)	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	1	1									1
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	1			1							1
(2)	ニ	カラオケボックス等											
(3)	ロ	飲 食 店	3	3									3
(4)		百貨店・マーケット等	10	9							1		10
(5)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	1	1									1
	ロ	共 同 住 宅 等	3	3									3
(6)	イ	(3)有床診療所											
		(4)無床診療所	1	1									1
	ロ	(1)高 齢 者 （ 入 所 施 設 ）	4	3				1					4
		(1)高 齢 者 （ 通 所 施 設 ）	4	3							1		4
	ハ	(3)児 童 （ 通 所 施 設 ）	2	2									2
		(5)障害者（通所施設）	3	1	2								3
	ニ	幼 稚 園 等											
(7)		小 中 学 校 等	3	3									3
(11)		神 社 ・ 寺 院	2	1			1						2
(12)	イ	工 場 ・ 作 業 場	6	5		1							6
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	1	1									1
(14)		倉 庫	11	11									11
(15)		前各号以外の事業場	18	12	3		2		1				18
(16)	イ	特定複合防火対象物	3	3									3
	ロ	普通複合防火対象物	2	2									2
一般住宅		同 意	68	56	12								68
		通 知	402	280	97		13	5			7	1	403
合 計			549	401	114	2	16	6	1		9	1	550

6 防火対象物点検報告件数

一定の特定防火対象物の管理について権原を有する者は、防火対象物点検資格者に防火管理上必要な業務等について点検させ、その結果を消防署長に報告することが義務づけられています。この制度と消防用設備等点検報告制度は異なる制度であり、この制度の対象となる防火対象物では双方の点検及び報告が必要となります。

区域別 区 分			唐津市									玄海町	計	
			唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区			
(1)	イ	劇 場 ・ 映 画 館 等	4	3					1				8	12
	ロ	公 会 堂 ・ 集 会 場	22	11	1	1	2	1		3	3		1	23
(2)	ロ	遊 技 場 ・ ダ ン ス ホ ー ル	4	4										4
(3)	ロ	飲 食 店	2	2										2
(4)		百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト 等	17	16	1									17
(5)	イ	旅 館 ・ ホ テ ル 等	8	3					3	2				8
(6)	イ	(3)病院・有床診療所等	1	1										1
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	1	1										1
(16)	イ	特定複合用途	9	6	1		1				1		1	10
合 計			68	47	3	1	3	1	4	5	4		10	78

7 防火対象物点検報告特例認定状況

防火対象物点検報告が義務付けられている防火対象物のうち、防火対象物の管理を開始してから３年以上経過して消防法令を遵守している防火対象物の管理権原者については、申請し消防法令の基準の遵守状況が優良であると認定された場合、以後３年間の点検報告義務が免除されます。

防火優良認定証は、消防機関の防火対象物特例認定を受けていることを示すマークです。



区域別 区 分												玄海町	計	
			唐津市	唐津地区	浜玉地区	厳木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区			七山地区
(1)	ロ	公会堂・集会場	8					1	2	3	1	1		8
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール	2	2										2
(3)	ロ	飲食店	3	3										3
(4)		百貨店・マーケット等	6	6										6
(5)	イ	旅館・ホテル等	4	2	1						1		1	5
(6)	イ	病院・診療所等	5	3		1	1							5
	ロ	(1)高齢者（入所施設）	1	1										1
	ハ	(1)高齢者（通所施設）	1	1										1
		(3)児童（通所施設）	2	2										2
(16)	イ	特定複合用途	13	8	4					1				13
合 計			45	28	5	1	1	1	2	4	2	1	1	46

8 唐津市ホテル・旅館等防火基準適合表示制度実施状況

この制度は、一定規模以上のホテル・旅館などからの申請に基づき、消防機関が審査し、消防法令や建築基準法令に基づく防火基準に適合している場合に、消防機関から交付された表示マークを建物及びホームページなどで掲出できる制度です。

この表示制度により、ホテル・旅館などの利用者に対して、防火安全に関する情報提供を行い、ホテル・旅館などの防火安全体制の確立を図ります。

審査した結果、表示基準に適合していることが認められた場合には、建物の関係者に「表示マーク（銀）」（有効期間１年間）を交付します。

３年間連続して表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク（金）」（有効期間３年間）が交付されます。



「表示マーク」交付状況

防火対象物名称	所在地	交付年月日	表示マーク
唐津第一ホテル	唐津市西寺町４８８－１	平成26年8月1日	金
唐津第一ホテルリバー	唐津市東町１－９	平成26年8月1日	金
Hotel&Resorts SAGA-KARATSU	唐津市東唐津４丁目９－２０	平成26年8月1日	金
唐津シーサイドホテル	唐津市東唐津４丁目１８２	平成26年8月1日	金

9 火災予防広報活動状況

令和3年度においては、新型コロナウイルス感染防止対策のため中止となった行事等もありましたが、全国一斉に行われる春秋季全国火災予防運動をはじめとする各種イベント等の機会をとらえ、市町村広報紙、行政放送等のマスメディアを活用し、地域住民や事業所に広報を実施するとともに、住宅用火災警報器の設置及び維持管理に関するアンケート調査、年間を通じての防火講話等を実施して、地域に密着した広報、公聴活動を実施しています。

予防広報実施状況

回数・参加人数 広報項目	実施回数	参加人数
予 防 広 報	1	83
住 宅 防 火 診 断	2	125
消 火 ・ 避 難 訓 練	1160	39919
防 火 講 話	9	824
合 計	1172	40951

住宅用火災警報器アンケート調査結果

調査内容 イベント等	調査世帯数	設置	一部設置	未設置	設置率 (設置・一部設置)
春季全国火災予防運動	110	67	12	31	71.82%

10 重大違反対象物に係る違反処理状況

消防では、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、当該設備の設置義務がある部分の床面積の過半以上にわたって未設置のもの又はその機能に重大な支障がある防火対象物に対し、火災予防又は火災危険排除を図るための法的措置、又は、これに準ずる行政指導を行っています。

区域別 措置内容	唐津市	唐津地区	浜玉地区	巖木地区	相知地区	北波多地区	肥前地区	鎮西地区	呼子地区	七山地区	玄海町	計
勸 告	2	1							1			2
警 告	3	3										3
命 令	1	1										1
合 計	6	5							1			6

1 1 唐津・東松浦地区幼少年女性防火委員会結成状況

1 幼年消防クラブ

幼稚園、保育園単位で結成され、幼年期における正しい防火の知識を身につけるとともに、防火行事にも積極的に参加し、防火・防災を呼びかけています。

2 少年消防クラブ

少年期における火災予防知識の習得と青少年の健全育成を目的として結成され、「消防出初式」や消防学校における「少年消防クラブ員防災研修」「福岡市民防災センター研修」などの行事に参加するなど、意欲的に各種の活動を行っています。

3 女性防火クラブ

呼子町地域婦人会員で構成され、消防出初式など消防行事に積極的に参加するとともに、消火訓練や防火教室を開催するなど、家庭や地域の安全確保に努めています。

令和4年4月1日現在

所在市町名	名 称	結 成 年 月 日	人 数
幼年消防クラブ			
	鏡 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	31人
	七 山 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成9年4月1日	32人
	若 葉 保 育 所 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年3月1日	7人
	やまのもり切木保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	9人
	うみのもり高串保育園幼年消防クラブ	平成30年4月1日	10人
	呼子 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年3月1日	21人
	殿の浦愛児園幼年消防クラブ	平成18年3月1日	15人
	双 葉 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年4月1日	91人
	打上 保 育 園 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成18年4月1日	41人
	なごや保育園幼年消防クラブ	平成18年4月1日	19人
	北波多第二保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	36人
	ひかり保育園幼年消防クラブ	平成18年10月1日	51人
	若 竹 保 育 所 幼 年 消 防 ク ラ ブ	平成19年2月1日	15人
	加部島保育園幼年消防クラブ	平成19年6月1日	11人
	呼子中央こども園幼年消防クラブ	平成20年5月1日	25人
	相知エルアンこども園幼年消防クラブ	平成23年9月1日	99人
玄 海 町	あおば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	55人
	ふたば園幼年消防クラブ	平成18年6月1日	35人
小計			603人
少年消防クラブ			
唐 津 市	唐津市鏡少年消防クラブ	昭和55年5月25日	19人
女性防火クラブ			
唐 津 市	呼子町女性防火クラブ	平成9年4月1日	90人
合計			712人

1 2 危険物行政

危険物

消防法に基づいて規制される危険物は、災害防止等の観点から「火災発生の危険性が大きい」「燃焼速度が早く、火災拡大の危険性が大きい」「火災の際消火が困難である」ことを考慮して指定されています。

危険物を貯蔵し取り扱う施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所の3つに分類され、さらに貯蔵の形態及び取扱いの方法等により細かく区分されます。

危険物施設の指導取締り

管内の危険物施設については、事故発生を防止するため定期的に査察を実施し、日常の保安管理状況等の安全対策面における指導を行い保安管理の徹底に努めています。

道路上においては、地域住民に影響が大きいタンクローリーや危険物運搬車両等の指導取締りを警察署と連携して行っています。

大規模危険物事業所

施設毎の規模については、容量500KL以上1,000KL未満の準特定屋外タンク貯蔵所が10基、1,000KL以上の特定屋外タンク貯蔵所6基等大規模なものもあり、定期点検等を励行して、常に安全管理に努めています。



1 3 危険物製造所等設置数

危険物は、事務所をはじめ各家庭にまで形態を変えて入り込み、危険物に起因する災害が発生する要素は、至るところに潜在しています。

このような情勢に対応して、危険物による災害を未然に防止するため、危険物施設等に対する取締り、指導の徹底はもとより、その管理者、危険物取扱者ならびに従業員等に対する保安教育の実施、さらに危険物輸送時の安全を確保するための指導の強化に努めています。

区域別 製造所等の別		唐	唐	浜	巖	相	北	肥	鎮	呼	七	玄	計
		津	津	玉	木	知	波	前	西	子	山	海	
市 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 区 町		市	区	区	区	区	区	区	区	区	区	町	
製 造 所													0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	33	15	2	2	3	3	2	4	2		12	45
	屋外タンク貯蔵所	54	28	4	1		2	6	10	3		4	58
	屋内タンク貯蔵所	33	2		2	1	2	8	12	6		5	38
	地下タンク貯蔵所	82	43	4	6	6	1	4	9	7	2	13	95
	簡易タンク貯蔵所	1						1					1
	移動タンク貯蔵所	88	48	11		6	3	8	9	3		9	97
	屋外貯蔵所	5	3		2								5
取 扱 所	給油取扱所	86	41	5	2	4	4	13	9	5	3	7	93
	販売取扱所												0
	一般取扱所	44	21	3	8	3	1	1	5	2		13	57
計		426	201	29	23	23	16	43	58	28	5	63	489

1 4 危険物規制事務処理状況

社会、経済情勢の変化に伴い新たな危険物の出現、危険物流通形態の変容、危険物施設の大規模化、多様化あるいは、危険物をめぐる国際的な動向に適切に対応し、一連の規制緩和等についても安全レベルを確保しつつ、保安対策の充実を図るとともに、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの教訓をもとに、危険物施設の総合的な防災体制を常時から整えておくことが極めて重要であることから、危険物施設の地震対策等を積極的に推進しています。

区 分 製造所等の別		設 置 許 可	変 更 許 可	完 成 検 査	仮 使 用	仮 貯 蔵 扱	数 量 変 更	廃 止 届 (除 外 届 を 含 む)	保安監督者		タ ン ク 検 査	計
									選 任	解 任		
製 造 所												0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所			1			2		2	2		7
	屋外タンク貯蔵所		3	2							1	6
	屋内タンク貯蔵所											0
	地下タンク貯蔵所		2	2	2				3	3		12
	簡易タンク貯蔵所											0
	移動タンク貯蔵所	3	1	6			3	8				21
	屋外貯蔵所											0
取 扱 所	給油取扱所		15	15	12			2	6	6		56
	販売取扱所											0
	一般取扱所		5	5	2		1	1	4	4		22
そ の 他						14						14
計		3	26	31	16	14	6	11	15	15	1	138